2　リスク管理検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　統合的リスク管理（金融業を営む民間事業者等が、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に把握し、自己資本と対比することにより行うリスク管理をいう。）に係る金融検査（令第四条各号に規定する検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）をいう。以下この節において同じ。）の実施に関すること。
二　市場リスク（金融業を営む民間事業者等の業務又は財産に関し、金利又は通貨若しくは有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に係る金融検査の実施に関すること。
三　国際業務（外国における取引、国内における外貨建取引、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定に係る取引その他の国際的な業務をいう。）に係る金融検査の実施に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、先端的な金融取引に係る金融検査その他の高度な専門的知識を必要とする金融検査のうち、業務又は財産に関するリスクの管理状況に係る特に重要なものの実施に関すること。
3　リスク管理検査室に、室長を置く。
4　情報・分析室は、金融検査の実施に必要な金融機関及び金融システムのリスクに係る情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
5　情報・分析室に、室長を置く。
6　検査企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
7　研修指導官は、命を受けて、金融検査に従事する職員の訓練に関する事務に従事する。
8　研修相談官は、命を受けて、金融検査に従事する職員の訓練に関する事務のうち次に掲げる事務に従事する。
一　情報システムを活用して行う研修に関すること。
二　財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。
9　資料情報調査官は、命を受けて、金融検査に係る情報の収集及び管理に関する事務に従事する。
10　情報分析官は、命を受けて、金融検査の実施に必要な金融機関及び金融システムのリスクに係る専門的な情報の収集及び分析に関する事務に従事する。
11　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。
一　金融検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。
二　金融検査を実施し、並びに統括検査官、特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。
12　統括検査官は、命を受けて、金融検査を実施し、並びに特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。
13　特別検査官は、命を受けて、主として法令その他の規則の遵守状況及び業務又は財産に関するリスクの管理状況に係る金融検査を実施し、並びに主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。
14　主任専門検査官は、命を受けて、主として先端的な金融取引に係る金融検査その他の高度な専門的知識を必要とする金融検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。
15　専門検査官は、命を受けて、主として先端的な金融取引に係る金融検査その他の高度な専門的知識を必要とする金融検査を実施する。
16　金融証券検査官は、命を受けて、金融検査を実施する。